

平成 25 年 第 1 回 筑前町議会臨時会会議録	
招集年月日	平成 25 年 5 月 22 日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 25 年 5 月 22 日 (水) 9 時 30 分
散 会	平成 25 年 5 月 22 日 (水) 10 時 20 分
出席議員	議長 宮 原 均 1 番 木 村 博 文 2 番 山 本 久 矢 3 番 栗 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 9 番 一 木 哲 美 10 番 梅 田 美代子 11 番 藤 野 久 12 番 内 堀 靖 子 13 番 河 内 直 子 14 番 金 子 保 次 15 番 矢 野 勉
出席議員	15 名
欠席議員	8 番 久 保 大 六
地方自治法 第 117 条第 2 項 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 畠 中 誠 二 教 育 長 大 雄 信 英 総務課長 入 江 哲 生 企画課長 小 林 秋 彦 財政課長 岩 下 定 幸 税務課長 森 部 純 一 納税推進室長 美 根 勉 住民課長 原 口 裕 子 健康課長 吉 郷 豊 環境防災課長 砥 綿 淳 二 建設課長 原 口 博 文 都市計画課長 金 子 一 智 農業委員会事務局長 木 村 賢 治 農林商工課長 大 庭 俊 一 出納室長 川 波 厚 志 下水道課長 村 下 大 成 水道課長 重 信 英 志 福祉課長 倉 地 善 一 こども課長 久 家 和 文 教育課長 佐 藤 繁 人 生涯学習課長 山 本 一 洋
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局主査 松 尾 政 記 石 橋 さやか

議 事 録

平成 2 5 年第 1 回臨時会

平成 2 5 年 5 月 2 2 日（水）

開 会	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、15人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成25年第1回筑前町議会臨時会を開会します。 (9:30)
日程第1	
議 長	日程第1 「議席の一部変更」を、行います。 今回、新たに当選された木村博文議員の議席に関連し、会議規則第3条第2項の規定によって、議席の一部を変更します。 変更した議席は、お手元にお配りしました議席表のとおりです。
日程第2	
議 長	日程第2 「新議員の紹介」を、行います。 4月14日に行われた筑前町議会議員補欠選挙において、当選されました木村博文議員を紹介します。 木村博文議員
木村議員	おはようございます。 ただ今、議長からご紹介いただきました。先日の補欠選挙で当選の栄を頂きました木村博文でございます。 これまでは学校教育現場で13年、青少年育成町民会議などの社会教育現場で15年、ボランティアで携わらせていただいたところでございます。それらの経験をしっかりと、十分に行政に反映させていこうと思っております。 と申しましても、議員1年目の右も左も分からない未熟者でございます。これからは町長また先輩議員の皆様にご教を頂き指導をしていただきながら、筑前町の発展のために一生懸命働かせていただく覚悟でございます。どうぞ皆様のご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。
日程第3	
議 長	日程第3「会議録署名議員の指名」を、行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番 梅田美代子議員及び11番 藤野久議員を、指名します。
日程第4	
議 長	日程第4「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本臨時会の会期は、本日5月22日の1日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日の1日間と決定しました。
日程第5	
議 長	日程第5 「常任委員の選任」を、行います。 お諮りします。 今回、新たに当選された木村博文議員の常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、文教厚生常任委員に指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。

	したがって、木村博文議員を文教厚生常任委員に選任することに決定いたしました。
日程第6	
議 長	日程第6 「議会広報特別委員の選任」を、行います。 お諮りします。 今回、新たに当選された木村博文議員については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議会広報特別委員に指名したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、木村博文議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。
日程第7	
議 長	日程第7「町長の就任あいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成25年第1回臨時会を招集しましたところ、多数ご出席いただきましてありがとうございます。 さて、私は、平成25年4月24日付で、筑前町長に就任させていただきました。無投票での再選でございます。このことの重みと意味合いをしっかりと考えながら、これからの4年間、町長職を務めていく所存でございます。聴く耳を持って住民の方々に接し、議会で議論し、筑前町づくりを「成せば成る」の思いで推進してまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。 なお、本日は、臨時会でございますので、施政方針は6月定例会で述べたいと思います。 それでは、本日提案します議案等8件の提案理由の説明を申し上げます。 同意第2号 筑前町副町長の選任につき同意を求めることについては、畠中誠二現副町長の任期が平成25年5月31日をもって任期満了となるため、後任として選任することについて議会の同意を求めるものです。 同意第3号 筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについては、委員の任期が平成25年5月31日をもって任期満了となるので、再選任することについて議会の同意を求めるものです。 同意第4号 筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、委員の任期が平成25年5月27日をもって任期満了となるので、再任命することについて議会の同意を求めるものです。 同意第5号 筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、委員の任期が平成25年5月27日をもって任期満了となるので、後任として任命することについて議会の同意を求めるものです。 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについては、財産収入及び福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う財産処分額の確定により各種基金積立額に予算不足が生じたこと並びに公営住宅整備事業の補助金増額に伴い財源組替えが必要となり、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについては、地方税法及び関係法令の一部改正が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、当該条例を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

	承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましても、地方税法及び関係法令の一部改正により、当該条例を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。 議案第29号 工事請負契約の締結につきましては、1号調整池築造工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 以上が、本日ご提案申し上げます議案の提案理由でございます。慎重にご審議をいただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第8	
議 長	日程第8 同意第2号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。 畠中誠二副町長は、議事進行上、退席を求めます。 (畠中副町長退席)
議 長	説明を求めます。
総務課長	総務課長
議 長	議案書の2ページをお開きください。 同意第2号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」 筑前町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 氏 名 中野高文 生年月日 昭和26年7月16日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町下高場400番地1 提案理由、筑前町副町長の畠中誠二氏が、平成25年5月31日をもって任期満了となるため、後任として選任しようとするものであります。 経歴につきましては、別添の参考資料の1ページをご参照ください。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。
河内議員	これから、質疑を行います。 河内議員 畠中副町長、4年間本当によくやっていただいたと思いますが、議会前の全協で町長のほうから、体調が思わしくないということで、強い辞意の表明があったということで、今回代わられるわけです。 中野高文氏について、お尋ねしますが、現在、サン・ポート、甘木・朝倉・三井環境施設組合事務局長をされているわけですが、兼任は無理だと思うんですけども、後の後任は考えておられるのでしょうか、お尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 今、私は、今日はもちろん町長でございますが、サン・ポートの組合長としての伺っている話といたしまして、お答えいたします。 今、サン・ポートのほうに中野局長の辞職願が出ております。まだ正式受理はいたしておりません。 当然、後任については、まだ人選が確定しておりませんが、正副組合長等々と十分に協議、相談をしながら、今後進めていきたいと思っております。以上でございます。

議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 同意第2号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第2号については、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第2号「筑前町副町長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。 畠中副町長は、席に戻っていただきます。
日程第9	
議 長	日程第9 同意第3号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	3ページをお開きください。 同意第3号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。 本日付提出、町長名でございます。 氏 名 西 依 雅 生年月日 昭和17年4月10日 住所 福岡県朝倉郡筑前町新町477番地1 提案理由、筑前町監査委員の西依 雅氏が、平成25年5月31日をもって任期満了となるため再選任しようとするものでございます。 経歴につきましては、別添の参考資料の2ページをご参照ください。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 同意第3号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第3号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第3号「筑前町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

日程第 10	
議 長	日程第 10 同意第 4 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。 大雄信英教育長は、議事進行上、退席を求めます。 (大雄教育長退席)
議 長	説明を求めます。 総務課長
総務課長	同意第 4 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 本日付提出、町長名でございます。 氏 名 大雄信英 生年月日 昭和 22 年 9 月 29 日 住 所 柳川市三橋町蒲船津 1 2 2 7 番地 1 提案理由、筑前町教育委員会委員である大雄信英氏が、平成 25 年 5 月 27 日をもって任期満了となるため、再任命しようとするものでございます。 経歴につきましては、別添の参考資料 3 ページをご参照ください。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 同意第 4 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第 4 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第 4 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。 大雄教育長は、席に戻っていただきます。
日程第 11	
議 長	日程第 11 同意第 5 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	5 ページでございます。 同意第 5 号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条の規定により、議会の同意を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 氏 名 高 清文 生年月日 昭和 46 年 10 月 4 日

	住 所 福岡県朝倉郡筑前町弥永697番地3 提案理由、筑前町教育委員会の委員である稲永正子氏が、平成25年5月27日をもって任期満了となるため、後任として任命しようとするものであります。 経歴につきましては、別添の参考資料4ページをご参照ください。 以上、提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	教育委員の中で高氏はPTA保護者代表ということですが、PTA保護者代表は教育委員さんの中に何名いらっしゃるんですか。
議 長	総務課長
総務課長	現在の委員の中でということでしょうか。 現在、1名でございます。
議 長	河内議員
河内議員	稲永氏がということですか。 引き続き、高氏が今年までPTAの、小学校の会長をされていたということで、多分PTA保護者代表は、子どもさんが18歳になったら任を解かれるというふうに聞いています。まだこの下に子どもさんはいらっしゃるのでしょうか。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 高さんにつきましては、一番下が5歳のお子さんがおられます。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 同意第5号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第5号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第5号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。
日程第12	
議 長	日程第12 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	臨時会議案書(その2)をお願いいたします。 2ページを開いていただきたいと思います。 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日提出、町長名でございます。 提案理由、財産収入及び福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う財産処分額の確

	定により各種基金積立額に予算不足が生じたこと並びに公営住宅整備事業の補助金増額に伴い財源組替えが必要となり、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。 3ページをお願いいたします。 平成25年専決第4号、専決処分書。 平成24年度筑前町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 平成25年3月28日付で処分をしております。町長名でございます。 別冊の平成24年筑前町一般会計補正予算（第8号）をお願いいたします。 1ページでございます。 平成24年度筑前町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。 歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,148,557千円とする。 2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 事項別明細書の説明に入りたいと思いますので、6ページをお願いいたします。 歳入でございます。5款は後で説明申し上げます。 15款国庫支出金、7目の土木費国庫補助金でございますけれども、補正額が1,974千円でございます。これにつきましては、住宅費の補助金としまして、社会資本整備総合交付金がこの額、増額になったものでございます。 17款の財産収入でございますが、2目の利子及び配当金につきましては、今回14,491千円補正するものでございまして、主なものにつきましては、外国債の円安に伴います金利の上昇、この部分が11,620千円ほどございます。それから、国債の運用等の利益、これが2,800千円ほどございます。 あと繰替え運用、あるいはふるさと応援寄附等に伴いますものが62千円ほどございます。 同じく財産収入でございますが、1目の不動産売却収入でございますが、補正額が2,933千円。これにつきましては、朝園の公営住宅跡地、この部分が1筆、3月の27日に売買が成立しましたので、この部分を補正するものでございます。 また、金額等につきましては、3月の7号補正でしました1筆分、この部分の評価額が、25年の評価額が確定し、土地の下落等によりまして、その分が211千円ほど減額になるということで、差し引いた額で2,933千円を補正するものでございます。 それから、21款諸収入の雑入でございますが、これにつきましては、896千円、市町村災害共済基金からの返還金、県下60市町村の精算金が136,214,092円になったということで書類がまいってきたわけでございます。この分の本町分への割り当てとしまして、0.658%ほどが配分されると、この額が896千円でございます。 それから、22款町債でございますけれども、今回2,000千円の減額でございます。これについては、公営住宅建設事業債を減額するものでございます。 減額の理由としましては、国庫支出金が1,974千円補助金が増えましたので、その関係で2,000千円減額します。この差額26千円につきましては、6ページの一番上の5款株式等譲渡所得割の交付金を充てるものでございます。 起債の関係が、起債の借入が10万単位になっておりますので、この端数分として26千円を、この分を充てるということになります。
--	--

	次に、歳出でございます。８ページをお願いいたします。 ２款総務費、１項総務管理費の中の８目財政調整基金と、それから１２目公共施設等整備基金につきましては、元金を積み立てるようしております。 ８目の財政調整基金につきましては、災害共済からの還付金８９６千円、それから１２目の公共施設等整備基金につきましては、朝園の土地の売却分、この部分を２，９３３千円入れるようしております。 あと、１９目までのそったく基金等についての補正につきましては、基金利子の元本に対します案分に応じた基金利子を積み立てるものでございます。 それから、７款土木費、５項住宅費でございますが、住宅建設費につきましては、これにつきましては、財源の組み替えでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第３号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第３号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。
日程第１３	
議 長	日程第１３ 承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 税務課長
税務課長	それでは、議案の説明を申し上げます。 議案書の４ページをお開きください。 承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、省略いたします。 ５ページ、専決処分書です。 ４月１日に専決処分をしたものであります。 次に、改正の内容でございますが、この件につきましては、去る４月１６日開催の定例協議会にて詳しく説明しておりますので、町に直接関係あるもの及び根拠のみ説明いたします。 今回の税条例の一部改正でございますが、これは上位法令であります地方税法の改正が４月１日に施行されるため、関係条文を改正したものであります。 ６ページでございます。 条例第３４条の２、寄附金税額控除につきましては、平成２５年から復興特別所得

	税が課されることに伴い、ふるさと寄附金に係る特例控除の見直しを行うものであります。 次に８ページ、附則第３条の２及び第４条延滞金の特例等でございます。 これにつきましては、国税の延滞金等利率の見直しに伴う改正でありまして、現在の延滞金及び還付加算金の利率を引き下げるものであります。 次に１０ページ、附則第７条３の２、個人の町民税の住宅借入金特別控除につきましては、消費税率の引き上げに伴う影響を平準化する観点から住宅ローン控除について、対象期間を平成２６年から平成２９年まで、４年間延長するものであります。 なお、この措置による住民税の減収額につきましては、全額国庫補填されるものであります。 同じく１０ページ下段、附則第１０条の２につきましては、都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫に係る特例措置の創設でありまして、いわゆるわがまち特例の導入であります。 最後になりますが、１１ページ中段、附則第２２条の２と１４ページ、第２３条につきましては、東日本大震災に係る居住用財産等の特例の措置の追加でありまして、いずれも震災地に係るものであります。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の１７ページをお願いしたいと思います。 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成２５年３月３０日に公布され、同年４月１日に施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

	次に、１８ページでございます。 平成２５年専決第６号、専決処分書。 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 平成２５年４月１日、町長名でございます。 それでは、１９ページをお開きいただきたいと思います。 今回の改正につきましては、特定継続世帯が地方税法の改正により創設されたことに伴うものでございます。 特定世帯と言いますのは、後期高齢者へ被保険者が移行した場合、同一世帯で国保に１人だけ残る場合、５年間は保険税の医療費分と後期高齢者支援分の平等割について半額になる制度でございます。 最初の適用者が５年の期間が終了するため激変緩和措置として、それをさらに３年間延長し、特定継続世帯として４分の３の額にするものでございます。 まず第６条でございますが、医療費分の平等割でございます。 基本額については２６，４００円が、第３号に記載のとおり、特定継続世帯については１９，８００円となります。 ８条の２につきましては、後期高齢者支援に係るもので、基本額５，５００円が６条同様４，１２０円になるものでございます。 ２２条につきましては、７割、５割、２割の軽減額で、この記載金額につきましては、差し引く額のほうが記載されております。 第１号イ、ウにつきましては、医療費分の７割軽減額で、先ほどの６条の第３号の１９，８００円から１３，８６０円を差し引くということになります。税額としましては５，９４０円ということになります。 エについても同様で、後期高齢者支援分でございますけれども、基本４，１２０円から１，９３０円を差し引くということになります。 次に、（イ）でございます。 今回、１０円単位で統一しましたので、円単位であった分も併せて１０円単位にさせていただきます。第２号のエの（イ）についても同じでございます。 第２号につきましては、５割軽減でございます。 イの（ウ）医療費分につきましては、５割の９，９００円が減額されまして、税額が９，９００円ということになります。 エの（ウ）につきましては、後期高齢者支援分でございますけれども、２，０６０円の減額ということになります。 ３号につきましては、２割軽減でございます。 イの（ウ）につきましては、医療費分が３，９６０円の減額で、税額が１５，８４０円ということになります。 次に、２１ページでございますけれども、エの（ウ）につきましては、後期高齢者支援分で８３０円の減額でございます。 次に、附則の第１９項につきましては、先ほど税条例の改正同様地方税法及び租税特別措置法の東日本大震災被災者の譲渡取得に係る部分に相続に関する規定が追加され、条文の整理等が行われ条項等が改正になったための改正でございます。 附則で、この条例につきましては、４月１日に公布していますので、４月１日からの施行になっております。以上です。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	税法令が変わったということで、特別継続世帯という項目を新たに設けたというこ

	とですが、3年間ですよ、8年。お年寄りの方は年金しかない。それなのにまた、3年が過ぎたら特定継続世帯外の保険料に戻ってしまうわけですよ。 今まで特定世帯で半額で済んでいたものを、特定継続世帯にすることによって4分の3は払わないといけないということになるのではないかと思います、そういうことでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 今までは、5年間は暫定措置というようにことで行われておりましたけれども、これが恒久的な措置になるということで聞いておりますので、言われるとおりそのようなことになるというふうに思います。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内議員、原案に反対の。
河内議員	はい、反対の立場から討論します。 先ほどの質疑の中でも申し述べましたが、お年寄りにとってさらなる負担を強いるものであり、反対を表明し討論とします。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 (賛成討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。
日程第15	
議 長	日程第15 議案第29号「工事請負契約の締結について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書(その2)の22ページをお願いいたします。 議案第29号「工事請負契約の締結について」 1号調整池築造工事について、別紙のとおり工事請負契約を締結するものとする。 本日提出、町長名でございます。 提案理由、1号調整池築造工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 23ページをお願いいたします。 工事請負契約の内容。 1. 工事名 1号調整池築造工事 2. 契約の方法 指名競争入札(結果は別表のとおり)あとで説明申し上げます。 3. 請負契約額 80,535千円(内消費税3,835千円) 4. 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町東小田78-6 株式会社 柿原建設 代表取締役 柿原良至 工事の概要につきましては、24ページ、参考として下にご書いてありますが、工事

	の箇所でございますけれども、筑前町下高場、多目的運動公園内でございます。 工事の概要につきましては、調整池1池、それからブロック積工703㎡、それから、余水吐設置1カ所、排水路、φが1000が120.6mほかでございます。 工期としましては、契約の効力発生の日から平成25年12月9日までにしております。 入札の結果でございますけれども、今回の入札につきましては、50,000千円以上につきましては、ランク等につきましてはAランクから、それから70,000千円以上のものにつきましては、10社以上ということで指名をさせていただいております。 Aランクが10社以上ございませんので、そういった場合には特例でBランクからの適用ができるようになっておりますので、合わせて10社をここに指名させていただいたわけでございます。 その結果、5番の株式会社柿原建設が第1回目の入札で76,700千円で落札でございます。落札率につきましては99.97%でございました。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	すみません。この入札参加業者の中で、Bランクはどこの業者であるかを教えてください。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 Aランクのほうが少ないでございますので、そちらを申し上げたいと思います。 Aランクは、1番平田組さん、それから9番才田組さん、10番の古賀組、以上の3社でございます。
議 長	福本議員
福本議員	工事内容でですね、概要で、ブロックの積工並びに余水吐設置1カ所という形での工事内容だろうと思いますが、これは、最終的には外柵と言いますか、安全上の外柵とかいうのは、もうこの工事内容の中には入らないということでしょうか。この点分かれば教えていただきたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 外柵といたしましてフェンス、高さ180cmですけれども、外周に回すように計画をいたしております。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第29号「工事請負契約の締結について」を、採決します。 議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第29号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。
閉 会	

議 長	以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は、全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	お礼を申し上げます。 臨時会ということで、特に、主に人事案件を中心に提案をさせていただきました。 すべて慎重審議のうえ決定していただきました。ありがとうございました。お礼を申し上げます。
議 長	これをもって、平成25年第1回筑前町議会臨時会を閉会します。 (10:20)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議 長 宮原 均 10番 議 員 梅田美代子 11番 議 員 藤野 久